

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第5号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中係の名称の欄を削り、同表係長の職名の欄中「給水工事係長」を削り、

「

同条第4項
の表中

水道管路 管理セン ター	北部配水管 理課	事務係, 施設 管理係, 漏水 修繕係	事務係長, 施設管理係 長, 漏水修繕係長
	南部配水管 理課	事務係, 施設 管理係, 漏水 修繕係	事務係長, 施設管理係 長, 漏水修繕係長

を

」

「

水道管路 管理セン ター	北部配水管 理課	事務係, 施設 管理係, 漏水 修繕係	事務係長, 施設管理係長, 漏水修繕係長
	南部配水管 理課	事務係, 施設 管理係, 漏水 修繕係	事務係長, 施設管理係長, 漏水修繕係長
	北部給水工 事課	事務係, 工事 第1係, 工事 第2係	事務係長, 工事第1係長, 工事第2係長
	南部給水工 事課	事務係, 工事 第1係, 工事 第2係	事務係長, 工事第1係長, 工事第2係長

に改め,

」

同条第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業（以下「地域事業」という。）の水道事業及び公共下水道事業への統合に関する事務を担当させるため、地域事業統合プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

第2条第5項中「総務部に」の右に「経営ビジョン策定担当部長又は」を加え、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 プロジェクトチームにチームリーダーを置く。

11 プロジェクトチームにサブリーダーを置くことがある。

第3条第8項中「担当部長、」の右に「経営ビジョン策定担当部長、」を加え、同条第12項中「前11項」を「前13項」に改め、同条第12項を第14項とし、同条第11項の次に次の2項を加える。

12 チームリーダーは、上司の命を受け、プロジェクトチームの担当する事務を処理し、プロジェクトチームを構成する職員（以下「チーム員」という。）を指揮監督する。

13 サブリーダーは、チームリーダーを補佐する。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

3 次長は、所属職員のうちから、チーム員となるべき者を定める。

第5条第3項ただし書中「担当部長」の右に「経営ビジョン策定担当部長」を加える。

第6条経営企画課の項第5号中「定期監査、」を削り、同項第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同条経理課の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 定期監査の連絡調整に関すること。ただし、監理課の所管に属するものを除く。

第7条地域事業課の項第1号及び第2号中「地域水道及び特環下水道事業」を「地域事業」に改める。

第10条営業所の項を次のように改める。

営業所

- (1) 上下水道に関する市民からの申出の窓口取扱いに関すること。
- (2) 給水の開始及び停止に関すること。
- (3) 水道の使用水量の決定に関すること。
- (4) 水道料金及び下水道使用料の調定及び徴収に関すること。ただし、特環下水道事業

に係るものについては、北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係るものに限る。

- (5) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の額の決定並びに当該使用料の調定、徴収及び精算に関すること。
- (6) 加入金の調定及び徴収に関すること。
- (7) 予納金の精算（受付に限る。）に関すること。
- (8) 水道メーターの設置、取替え及び出納管理に関すること。
- (9) 水道メーター損失弁償の決定並びにその弁償金の調定及び徴収に関すること。
- (10) 給水装置工事の費用（給水装置の修繕料を除く。）並びに給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関すること。
- (11) 給水装置工事の費用の分割納入の承認に関すること。
- (12) 給水装置用材料の売却代金の調定及び徴収に関すること。
- (13) 所に属する給水装置用材料の出納保管に関すること。
- (14) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の保管に関すること。
- (15) 1件1,000,000円以下の補助配水管工事及び給水装置工事の請負契約及び検査に関すること。
- (16) 取付管新設工事及び排水設備工事の受付に関すること。
- (17) 取付管新設工事の費用の徴収（滞納整理に係るものを除く。）に関すること。
- (18) 水洗便所築造工事貸付金償還金及びその延滞金の調定及び徴収に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (19) 証明手数料の調定及び徴収に関すること。
- (20) 水道の不正使用の取締りに関すること。
- (21) 給水装置の検査及び補助配水管（消火せんを除く。）の管理に関すること。
- (22) 給水の承認及び給水装置工事の承認に関すること。
- (23) 給水装置工事及び補助配水管工事の施行及び監督に関すること（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事の監督に関するものを除く。）。
- (24) 給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査に関すること（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事のしゅん工検査に関するものを除く。）。
- (25) 給水装置工事の費用の決定に関すること。

(26) その他所の庶務に関すること。

第10条水道管路管理センターの部南部配水管理課の款の次に次の2款を加える。

北部給水工事課

事務係

- (1) 課に属する器具、資材及び車両の管理に関すること。
- (2) 課に属する工事等に関する渉外事務に関すること。
- (3) 課に属する工事等の統計に関すること。
- (4) 課に属する給水装置用材料の出納保管に関すること。
- (5) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。
- (6) 給水装置用材料の売却代金の調定及び徴収に関すること。
- (7) 給水の開始及び停止（給水装置工事に係るものに限る。）に関すること。
- (8) 加入金の調定及び徴収に関すること。
- (9) 水道メーター損失弁償の決定並びにその弁償金の調定及び徴収に関すること。
- (10) 水道メーターの設置、取替え及び出納管理に関すること。
- (11) 給水装置工事の費用（給水装置の修繕料を除く。）並びに給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関すること。
- (12) 給水装置工事の費用の分割納入の承認に関すること。
- (13) 1件1,000,000円以下の補助配水管工事及び給水装置工事の請負契約及び検査に関すること。
- (14) 取付管新設工事及び排水設備工事の受付に関すること。
- (15) 取付管新設工事の費用の徴収（滞納整理に係るものを除く。）に関すること。
- (16) 証明手数料及び埋設管図面発行手数料の調定及び徴収に関すること。
- (17) その他課の庶務に関すること。

工事第1係

- (1) 担当地域に係る給水装置の検査及び補助配水管（消火せんを除く。）の管理に関すること。
- (2) 担当地域に係る給水の承認及び給水装置工事の承認に関すること。
- (3) 担当地域に係る給水装置工事及び補助配水管工事の施行及び監督に関すること（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事の監督に関することを除く。）。

- (4) 担当地域に係る給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査に関すること(水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事のしゅん工検査に関するものを除く。)
- (5) 担当地域に係る給水装置工事の費用の決定に関すること。
- (6) 担当地域に係る断水及び濁水等に関する広報並びに応急給水に関すること。

工事第2係

- (1) 担当地域に係る給水装置の検査及び補助配水管(消火せんを除く。)の管理に関すること。
- (2) 担当地域に係る給水の承認及び給水装置工事の承認に関すること。
- (3) 担当地域に係る給水装置工事及び補助配水管工事の施行及び監督に関すること(水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事の監督に関するものを除く。)
- (4) 担当地域に係る給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査に関すること(水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事のしゅん工検査に関するものを除く。)
- (5) 担当地域に係る給水装置工事の費用の決定に関すること。
- (6) 担当地域に係る断水及び濁水等に関する広報並びに応急給水に関すること。

南部給水工事課

事務係

- (1) 課に属する器具、資材及び車両の管理に関すること。
- (2) 課に属する工事等に関する渉外事務に関すること。
- (3) 課に属する工事等の統計に関すること。
- (4) 課に属する給水装置用材料の出納保管に関すること。
- (5) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。
- (6) 給水装置用材料の売却代金の調定及び徴収に関すること。
- (7) 給水の開始及び停止(給水装置工事に係るものに限る。)に関すること。
- (8) 加入金の調定及び徴収に関すること。
- (9) 水道メーター損失弁償の決定並びにその弁償金の調定及び徴収に関すること。
- (10) 水道メーターの設置、取替え及び出納管理に関すること。
- (11) 給水装置工事の費用(給水装置の修繕料を除く。)並びに給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関すること。
- (12) 給水装置工事の費用の分割納入の承認に関すること。

- (13) 1件1,000,000円以下の補助配水管工事及び給水装置工事の請負契約及び検査に関すること。
- (14) 取付管新設工事及び排水設備工事の受付に関すること。
- (15) 取付管新設工事の費用の徴収（滞納整理に係るものを除く。）に関すること。
- (16) 証明手数料及び埋設管図面発行手数料の調定及び徴収に関すること。
- (17) その他課の庶務に関すること。

工事第1係

- (1) 担当地域に係る給水装置の検査及び補助配水管（消火せんを除く。）の管理に関すること。
- (2) 担当地域に係る給水の承認及び給水装置工事の承認に関すること。
- (3) 担当地域に係る給水装置工事及び補助配水管工事の施行及び監督に関すること（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事の監督に関するものを除く。）。
- (4) 担当地域に係る給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査に関すること（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事のしゅん工検査に関するものを除く。）。
- (5) 担当地域に係る給水装置工事の費用の決定に関すること。
- (6) 担当地域に係る断水及び濁水等に関する広報並びに応急給水に関すること。

工事第2係

- (1) 担当地域に係る給水装置の検査及び補助配水管（消火せんを除く。）の管理に関すること。
- (2) 担当地域に係る給水の承認及び給水装置工事の承認に関すること。
- (3) 担当地域に係る給水装置工事及び補助配水管工事の施行及び監督に関すること（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事の監督に関するものを除く。）。
- (4) 担当地域に係る給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査に関すること（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事のしゅん工検査に関するものを除く。）。
- (5) 担当地域に係る給水装置工事の費用の決定に関すること。
- (6) 担当地域に係る断水及び濁水等に関する広報並びに応急給水に関すること。

第10条下水道管路管理センターの部技術係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「〳〳担当部長,」の右に「〳〳経営ビジョン策定担当部長,」を加え,「〳〳支所長,」の右に「〳〳チームリーダー, 〳〳サブリーダー,」を加える。

(上下水道局総務部職員課)